

厚木市告示第 330 号

厚木市立公民館条例施行規則（令和 6 年厚木市規則第15号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、厚木市立南毛利公民館の開館時間を次のとおりとする。

令和 8 年 9 月 1 日

厚木市長 山 口 貴 裕

1 年月日及び開館時間

令和 8 年 10 月 12 日（月・祝）13 時から 22 時まで

2 開館時間を変更する理由

自家用電気工作物の年次点検業務を行うため